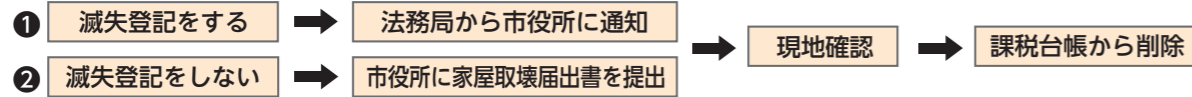


固定資産税・都市計画税は、1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋を取り壊した場合》



《未登記家屋を取り壊した場合》



これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しが確認できないことがあります。なお、「家屋取壊届出書」は税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当（内線234）

交通安全ポスターおよび作文の入選作品を紹介します

埼玉県警察、埼玉県教育委員会および（一財）埼玉県交通安全協会が主催する「平成28年度交通安全ポスター及び作文コンクール」に、市内の小学校16校からポスター251点、作文25点、中学校2校からポスター8点の応募がありました。

審査の結果、ポスター部門では小学校の部で金賞1点・佳作1点、中学校の部で佳作1点、作文部門では、小学校の部で金賞1点が選ばれました。

ポスター部門



金賞 中央小学校5年
田代 颯一郎さん



佳作 行田中学校3年
久米 さくらさん



佳作 太田西小学校5年
嶋村 俊輝さん

作文部門 金賞 「おかあさんのなきそうなかお」 西小学校2年 大木 梨央さん

▶問い合わせ 行田交通安全協会事務局（行田警察署内）☎555-1112

行田市職員採用試験（第2次募集）を実施します ～平成29年度採用職員を募集します～

採用職種	採用人数	応募要件（学歴、資格、年齢など）	
一般事務職 （身体障がい者）	若干名	次の全ての要件に該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・自力により通勤ができ、介護なしで週5日間、週38時間45分の職務の遂行が可能なる方 ・活字印刷文による出題および口述試験に対応できる方	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
土木技術職	若干名	大学・短期大学（修業年限2年以上の専門学校を含む）・高等学校で、土木の専門課程を専攻し卒業した方または平成29年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 【短大卒】昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 【高校卒】昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
		1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方	昭和61年4月2日以降に生まれた方
電気技術職	若干名	大学・短期大学（修業年限2年以上の専門学校を含む）・高等学校で、電気の専門課程を専攻し卒業した方または平成29年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 【短大卒】昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 【高校卒】昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方

※詳細は、受験案内または市ホームページをご覧ください。

▶試験日および試験会場 平成29年1月14日(土)、行田市役所

▶申し込み 人事課で配布している受験案内・申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、12月1日(休)～26日(月)に持参または郵送で提出してください（土・日曜日、祝日を除く）。なお、窓口での受付時間は午前9時～午後5時です。

※郵送の場合は12月22日(休)の消印まで有効

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人事課

▶その他 受験案内申込書の請求と受験の申し込みは郵送でも可能です。その場合は、郵送する封筒に「受験案内請求(〇〇)」または「受験申し込み(〇〇)」(〇〇には希望職種を記入)と記載の上、請求者(申込者)の住所を明記した返信用封筒(角型2号、120円分の切手を貼付)を同封してください。

▶問い合わせ 人事課人事給与担当（内線208）

市内金融機関と連携した空き家対策を開始します

市では、空き家の発生抑制や有効利用を促進するための取り組みとして、埼玉信用金庫と協定を締結しました。これにより市内の空き家物件を対象として、資金面からの金利優遇支援を受けることができます。

▶優遇内容 通常金利から0.2パーセントの引き下げ

▶融資資金の用途

- ・空き家を賃貸するための改築・改装
- ・空き家の解体
- ・空き家解体後の駐車場などの造成や土地の有効活用についての各種設備
- ・空き家の防災、防犯上の設備対策

▶問い合わせ 埼玉信用金庫行田支店☎556-2148

道路上の放置自転車を防ぐために

今年4月から9月までに市道内で放置された自転車は26台に上ります。道路上の放置自転車は歩行者の妨げや交通に支障をきたすため、非常に危険です。

これらの多くが盗難自転車であることから、自転車を所有する方は、盗難防止のため、ほんの少し離れる場合でも、必ず鍵を掛けましょう。複数の鍵を掛けるツーロックにすることで、より安全性が高まります。

▶問い合わせ 管理課管理担当☎550-1552

交通事故被害者のご家族への援護金について

埼玉県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に援護金を給付しています。

▶対象 交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により死亡または重い障害を負った保護者に養育されている平成10年4月2日以降に生まれた子どもで次に掲げる世帯に属する方

▶給付対象となる同居世帯の総所得額

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

▶給付額 対象となる方1人につき年額100,000円

▶給付時期 平成29年5月上旬※4月末までに「給付決定通知書」を送付します。

▶申請方法 市役所および学校で配布する申請書類に必要事項を記入の上、直接または郵送でみずほ信託銀行浦和支店（〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18）

▶提出期限 平成29年1月31日(火)

▶問い合わせ 県防犯・交通安全課☎048-830-2958